

仕 様 書

1 件名

新たな観光コンテンツ造成および販売促進支援業務委託

2 目的

北九州市における国内外観光客の受入拡大を目的に、市内観光事業者の更なる受入れ体制整備の支援、魅力的なコンテンツの造成・発信、販売促進の支援に取り組むことで、市内での滞在日数の延長を図るとともに、事業者の自走化を促し、持続可能な観光客の誘致を図る。

3 事業内容

- (1) 北九州ならではの魅力的な観光資源（自然、文化、食、スポーツ等）を活用した新たな観光コンテンツ（夜間早朝コンテンツ※¹を含む）の造成・販売を行う市内の民間事業者や、新たに外国人観光客の受入整備を行う民間事業者を公募し、選定する。
- (2) 本事業の枠組みの中で、民間事業者に対し、下記の実施に係る経費の一部（別紙1のとおり）を支援するとともに販路の確保・拡大やアドバイスなど、伴走支援を行う。
 - ・新たな観光コンテンツ（夜間早朝コンテンツ）の造成
 - ・観光コンテンツの販売体制の構築（プロモーションや販路開拓など）
 - ・受入体制の整備（ガイド育成、多言語化など）

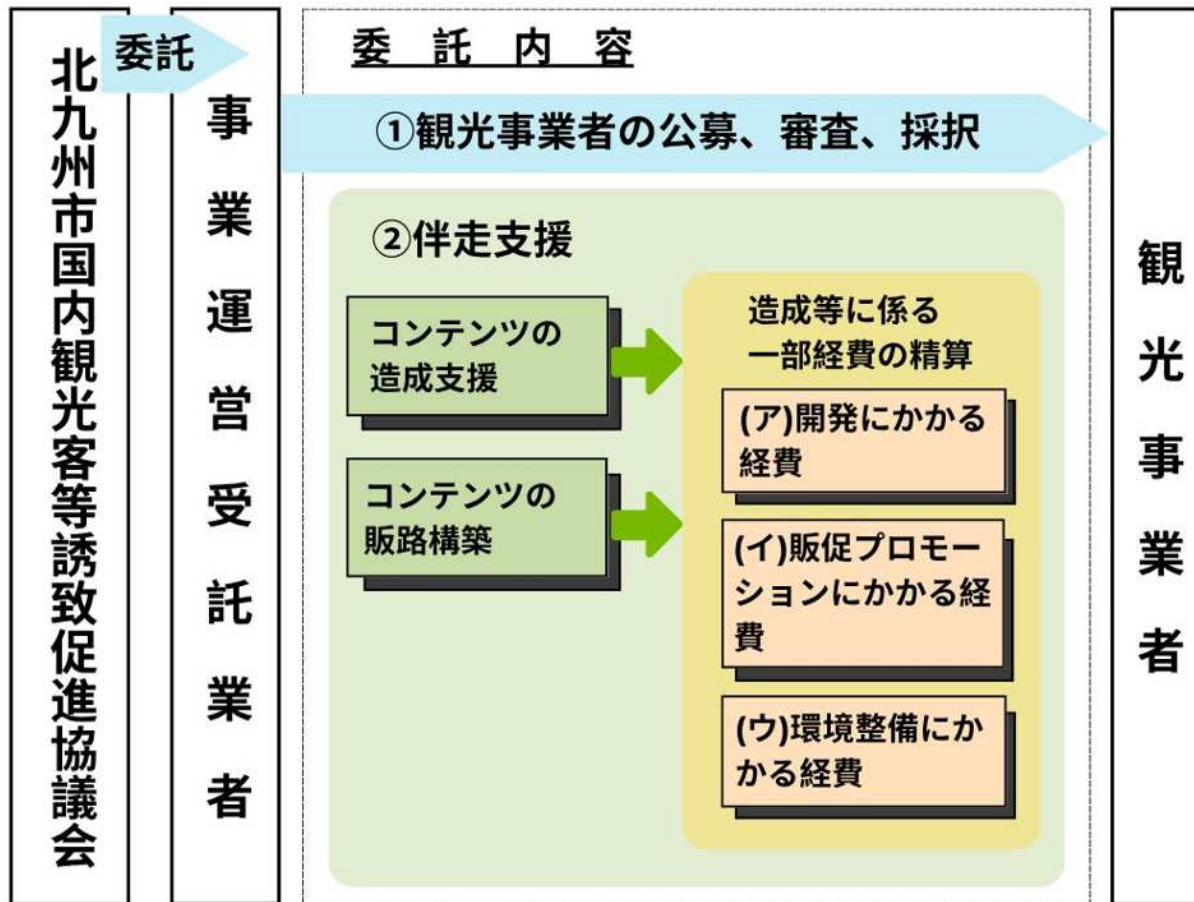
※1 夜間早朝コンテンツとは

夜間（日没後から日の出まで）、早朝（日の出から午前10時頃まで）に体験できる観光コンテンツ（ただし、上記時間帯の前後でも夜間早朝コンテンツとして一体の事業と判断できる場合も含む）

例）・市内の施設、文化財など通常は飲食や宿泊等が許可されていない場所を、これまでとは異なる形で活用するもの（非公開文化財の公開、宿泊・飲食の実現、ユニークメニューでの展示等）

- ・特別な人物とともに体験を行うもの（有名ガイド、有名シェフ、芸術家等）
- ・早朝/夜間の時間帯に開催される付加価値の高い体験であるもの
- ・異なる観光資源をこれまでにない形で組み合わせるものなど

(事業イメージ図)



4 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

5 委託内容（概要）

本業務では、以下の新たな観光コンテンツの造成、販売促進及び外国人観光客の受入体制の整備に係る取組みを委託する。

なお、観光事業者の支援にかかる費用は「支援相当額」とし、委託料に含まれるものとする。支援相当額には受託者が支援業務を遂行するために要する一切の費用（業務執行にかかる人件費、再委託費を含む）も含まれるものとする。

- (1) 新たな観光コンテンツの造成・販売を行う市内の民間事業者や新たな外国人観光客の受入整備を行う民間事業者の公募を行うこと。なお、これを実施するにあたり、以下のとおり、市内の観光事業者を公募すること。

また、造成するコンテンツは6件とし、インバウンドの受け入れが可能なものとする。

6件のうち3件以上は、夜間早朝コンテンツとすること。

ア 公募要領、応募様式、審査要領、審査基準^(※2)及び採択までのスケジュール等の採択に必要な資料を作成すること。

※2 新たなコンテンツが、夜間早朝の時間帯で実施される内容の場合、審査の際に評価を加点するものとする。

イ 公募にあたっては、北九州市国内観光客等誘致促進協議会（以下「協議会」という。）と協議の上、幅広く募集すること。

ウ 公募後、観光事業者からの問い合わせ及び相談に対応すること。

エ 観光事業者からの応募書類を取りまとめ、記載事項及び書類の不備等を確認すること。

（２）観光事業者による申請内容の審査と採択

ア 審査方法・審査スケジュールを企画し、協議会に提案すること。

イ 観光事業者の選定にあたっては、北九州市が抱えるインバウンド受入に関する課題を踏まえ、過去に実施した類似業務の実績をもとに、具体的かつ効果的な選定手法を提案すること。なお、観光コンテンツ造成・伴走支援において過去３年以内に事務局業務実績がある場合には実績として明記すること。

ウ 観光事業者の選定にあたっては、当該事業の趣旨および予算の制約を踏まえ、事前に事業運営受託業者にて候補者の選定を行い、協議会に提案のうえ協議すること。

エ 選定後、採択した観光事業者に対しその旨を通知すること。

（３）観光事業者への伴走支援

ア 本事業に係る観光事業者の取組みが円滑に実施できるよう、市場および観光事業者のニーズを把握し、関係者との調整、他事業者等とのマッチング、人材採用、販路開拓及び相談対応・助言等の伴走支援を行うこと。

イ 支援にあたり、個別事業者が狙うべきターゲットを設定し、特定のターゲット市場におけるコンテンツ開発またはプロモーションの実務経験を持つ「人材または」外国籍人材を本事業のチームメンバーとして常時配置すること。

ウ 必要に応じて、コンテンツ造成に必要な専門家等を派遣すること。

エ 事業終了後も、観光事業者が自らコンテンツを販売・運営できるよう、国内外のOTAサイトへの掲載支援等、具体的な販売チャネルの確立に向けたロードマップを提示し、その実行支援を行うこと。

オ 観光事業者による取組みが計画どおりに実施されているか、少なくとも１か月に１回以上、観光事業者へ確認すること。

カ 観光事業者の取組みの進捗管理、市場動向、人材確保、サービス等、その他の事項についても助言すること。

（４）新たな観光コンテンツ造成、販売促進などに係る事業の進捗確認と支援相当額の扱い

ア 観光事業者の取組みの実施に係る進捗確認については、少なくとも１か月に１回以上、対面又はオンラインにてヒアリングを開催し進行すること。

イ ヒアリングの実施にあたっては、事前に観光事業者が取組内容の一覧表を徴し、内容を確認した上で修正事項があれば、ヒアリングの際に指摘すること。

ウ 観光事業者の取組みの実施において受託者より外注が必要になる場合においては、受託者の裁量により必要に応じて、観光事業者、協議会と協議の上、見積取得・発注・精算を行うものとする。ただし、発注内容に関しての指揮監督業務は受託者が行うものとする。

エ 本事業の委託料のうち観光事業者の取組内容にかかる支援相当額は12,000千円とする。また、1観光事業者に対して支援できる相当額の上限は、2,000千円とする。

(5) 新たな観光コンテンツ全体のプロモーション

本事業で造成または整備された新たな観光コンテンツの販路の構築及び販売促進に向け、北九州市情報発信強化委員会が運用するSNSの活用を含め、観光コンテンツの販売促進、北九州市の誘客につながる取組みを実施することとし、その内容とKPIを提案すること。
(自由提案)

6 効果検証

上記5における業務委託の遂行により把握した実績や課題等をふまえ、今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案を示すこと。

7 報告書作成

業務完了後速やかに報告書を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、「6 効果検証」や今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案について記載すること。

種類等：紙媒体（2部）、電子データ

提出先：北九州市国内観光客等誘致促進協議会

8 委託料の支払い

原則として事業完了後（「7 報告書作成」の報告書を発注者に提出した後）の一括払いとする。前払金の請求は認めない。

9 その他

(1) 制作した広告物などがある場合は、JNTOや北九州市が持つオウンドメディア（SNS等）での情報発信や現地で実施するイベント等での横展開などや北九州市国内観光客等誘致促進協議会に対して協力の依頼を行うこと。

(2) 上記以外で、本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に協議会と受託者が協議の上決定すること。

(3) 各業務にかかる一切の経費（会場費、招請費、掲載費、調整費等）は、全て委託費に含むものとする。

10 成果物の著作権

委託業務により受託者が作成した契約の目的物（以下「成果物」という。）の著作権の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- （１）受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条に規定する権利を、引渡しと同時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- （２）委託者は、著作権法第２０条第２項第３号又は第４号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意なしに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- （３）受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第１８条及び第１９条の規定を行使することができない。
- （４）成果物に係る第三者の著作権

受託者は、委託者に対し、成果物及び本契約に基づく成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するとともに、第三者との間でこれらの権利に係る紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が委託者の責めに帰すべき事由によることを除き、自らの責任と費用をもって当該紛争の解決に当たらなければならない。

1 補助対象経費

① 観光資源を活用した観光コンテンツ（特に夜間・早朝型）の造成に係る費用

- ・観光コンテンツ、旅行商品、名産品などの企画開発
- ・人材育成（ガイド育成、言語研修）
- ・造成した観光コンテンツに関するモニターツアーの開催
- ・造成に必要な備品や設備の購入

※なお、同経費については、コンテンツに密接に関係するものであること。また、同経費の1/2を事業者が負担する場合に限る

- ・効果測定に必要な調査

② 受入体制の整備に係る費用

- ・観光コンテンツ造成に伴うデジタル化（予約、案内、セールスツール、メニューなど）
- ・観光コンテンツ造成に伴う多言語化
- ・WI-FI化
- ・キャッシュレス化

③ 販路基盤構築、プロモーションに係る費用

- ・造成した観光コンテンツを販売するために必要な写真、動画、ホームページ等、対外的な情報発信のための素材やツールの企画、作成
- ・造成した観光コンテンツの販路拡大を目的とした販路基盤整備、プロモーションに係る経費
- ・造成した観光コンテンツに関するファムトリップやインフルエンサーの招へい

2 補助対象外経費

- ・本事業と直接関係のない経費
- ・交付決定前に発生した経費
- ・完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費
- ・補助対象事業者における経常的な経費（運営に係る人件費、旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料など）
- ・補助対象事業者における常勤職員の賃金、通勤費等人件費
- ・旅行者が受益する景品の購入や割引に係る経費
- ・補助対象事業者の会食費、弁当代等の飲食費
- ・本事業における資金調達に必要なとなった利子
- ・モニターツアー参加者の実施場所への旅費
- ・その他北九州市国内観光客等誘致促進協議会が認めないとした経費